

令和6年理事会議事録

- 1 日 時 令和6年7月16日（火）午後1時30分～午後2時35分
- 2 場 所 和歌山市吹上二丁目1番22号 日赤会館3階会議室
- 3 出席者 中芝理事長（岩出市長）
下副理事長（和歌山県副知事）
尾花副理事長（和歌山市長）
横山常務理事（学識経験者）
平野理事（高野町長）
中山理事（有田川町長）
上林理事（和歌山県医師国民健康保険組合理事長）
坂本理事（学識経験者）

[書面出席]
三軒副理事長（太地町長）
神出理事（海南市長）
三浦理事（御坊市長）
真砂理事（田辺市長）
- 4 事務局 事務局長・事務局次長・電算介護課長・審査課長・業務管理課長・
総務課長・保健事業課長・総務課長補佐

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の理事会は、ご出席いただいております理事さんが8名、所用のため、書面により審議に加わっていただいております理事さんが4名となっており、本会規約第32条の規定により理事会が成立することを報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理 事 長

本日、理事会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年の2月の総会でも説明させていただきましたが、本会では、令和10年度までの国保連合会の事業運営や組織体制の方向性を示す「第5次中期経営計画」を策定いたしました。本日は、その取組状況についてご報告させていただきます。

今後も、この計画に沿って、各種事業に積極的に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、規程の一部改正や令和5年度の事業報告、決算等、近く開催予定の総会に附議する議案でございます。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

司 会

ありがとうございました。

次に、議事に移らせていただきます前に、第5次中期経営計画の取組状況について、横山常務理事から説明をお願いいたします。

常務理事

国保連合会では、今年度の4月から5年間の中期経営計画を作って、現在進めているところですが、その進捗状況につきましてご説明させていただきたいと思っております。

ただ、4月から始まって、まだ3カ月半ぐらいでございますので、具体的な取組については、あまり進んでおりませんが、説明させていただきたいと思っております。

ブルーの字で書いております「第5次中期経営計画の取組状況」という資料に基づいて説明させていただきます。

最初に中期経営計画のおさらいということでご説明させていただきますと、向こう5年間の私どもの状況に関しまして、和歌山県の人口は、5年間で約4万人減少する見込みでございます。それに伴いまして、今年度から来年度ぐらいが私どもの審査の手数料収入のピークを迎えて、そこから減少に転じてまいります。

一方で、人件費の高騰あるいは物価の値上がり、事業費や委託料、使用料については、これから3%ぐらい上昇していくであろうと思っております。人件費については、約1.9%の伸びが見込まれていくのではないかと試算したところ、6年度は収支均衡しているのですが、令和10年度になりますと、単年度の収支差額が約1億2,000万円で、毎年1億2,000万円程度の歳入不足が生じてくる可能性があると考えてございます。

2つ目には、私どもの業務は医療機関や介護施設から提出された申請の審査をしてお支払いしていくわけですが、審査支払に関しては、非常にシステムが複雑・高度化しております。現状は、私どもの国保連合会は国民健康保険と後期高齢者。もうひとつ我が国には、審査支払機関として社会保険診療報酬支払基金がございます。大企業の健保組合、中小企業の協会けんぽ、共済組合の支払いを行っておりまして、この2つの組織がそれぞれ独自に大規模なシステムを使用しながら審査支払を行っております。それぞれのシステムには、構築に約300億円から400億円かかり、それを5年ごとに更新しています。それぞれに対して、国から補助金がおりにている状況の中で、国全体としては、やはり二重投資だということで、1本化して同じシステムを両方の審査支払機関が使用すればよいのではないかとということで、現在その作業が進められております。

受付システムについては、今年4月から共同利用しておりますが、審査システムについては、令和10年度から共同利用することで、現在作業が進められているところです。システムは1つにさせていただいて、結果的に運用コストが下がれば、私どもとしても非常にありがたいことなのですが、一方で、システムを1つにしていく中で、AIを活用したシステムということで人の勘や経験に基づく知識をAIとして取り込むことによって、できるだけ人の手を介さないような審査ができるシステム、このようなシステム開発が進められていくことになります。

そうなりますと、今までの審査の在り方自体が相当変わってくるであろうということで、具体的には、審査に投入する人件費がかなり縮減できるのではないかと想定しております。

3ページですが、このような中で、手数料収入は減少していく、経費は上がっていく、審査の在り方も変わっていくということで、私どもも安定して組織を運営しつつ、的確な審査支払をしていくための方策といたしまして、本年3月に中期経営計画を策定し、4本の柱を掲げて、いろんな取り組みを進めていきたいと考えているところです。

まず1つ目には、新たな時代を見据えて、仕事の在り方が変わっていく、業務の在り方が変わっていくので、それに適した形の組織に変えていかなければならない。具体的に申しますと、これから拡充するであろう自治体からの保健事業を担当するセクションを強化していくとともに、審査はAIの導入を前提としています。

また、第三者行為求償、交通事故などで加害者がいる場合のお金の回収。あるいは療養費。後ほど説明しますが、医療というよりも柔道整復、アンマ・マッサージ、ハリ・キウ関係の審査支払です。市町村、自治体にとっても非常に対応に苦慮していると思われるので、国保連合会としては、今以上に体制を強化して対応していくことによって保険者の信頼を得ていく。そのための組織再編が必要となります。

2つ目には、私どもとしては、審査支払がこれから減っていく中で、新分野の業

務を拡大していきたい。市町村の医療・保健・介護・福祉の事業を受託したい。あるいは後期高齢者医療広域連合さんの仕事の一部を私どもが受託。あるいはお手伝いをさせていただくなど、業務範囲を拡大していくために体制を強化していかなければなりません。

それと、3つ目としては事業の多角化ということで、医療費等の給付の適正化。先ほども説明しましたように、第三者行為求償や療養費審査、特に柔道整復関係の審査を強化していくためのお手伝いをしていかなければなりません。

4つ目に、徹底した経費の削減ということで、紙レセプトの画像化・データ化等々、オンラインを使うことによって紙を減らして、電子化したデータのやり取りをしていきたいと考えております。保険者さんとの紙のやり取りが毎月何万枚も行われております。本会では、個人情報を送付するため、各保険者、市町村に送り間違いのないようにダブルチェックをするなど、非常に人手がかかっている中で、電子化することによって事務作業を軽減していくということも考えております。

4ページからは、具体的に行っていく内容について、少し説明をさせていただきます。

まず、組織の再編ということが4ページに書いてございます。4月1日付けで再編しております。再編した右側の表を見ていただきますと、保健事業課ということで、市町村あるいは県からの様々な委託事業を請け負っていく保健事業を行っていくための組織として、保健事業課保健事業係を作って現在業務を進めているところでございます。

次に審査課ですが、これまで審査第1課、第2課ということで2つの課で業務を手広く行っていました。今後、業務範囲が縮小していく中で、効率的な審査ができるように審査課を1つに集約して体制を整えております。

それと、業務管理課ということで、柔道整復等の療養費、あるいは第三者加害行為、交通事故等の求償を専門に行う係を作りまして、市町村等の保険者支援業務を行っていききたいと考えているところでございます。

次に5ページですが、後期高齢者医療広域連合さんとの連携を強化していきたいと考えております。

具体的には、後期高齢者医療広域連合さんも地方自治体でございますので、業務を私どもが受託して自治体業務を行っていくという方法もあるのですが、後期高齢者医療広域連合さんは同じ建物内の別のフロアに入っているということもございまして、委託・受託という形ではなく職員を派遣する形をとって、後期高齢者医療広域連合さんの業務の一部させていただく形をとっていききたいと考えております。

これまでは業務委託ということで1名出していたのですが、今年度からは2名増やして3名を業務委託ではなく任期付職員、併任ということで国保連合会の職員でもあり後期高齢者医療広域連合の職員でもあるという形をとらせていただくことに

よって、業務委託だと仕事のやり方が制限されるのですが、派遣という形をとることによって幅広い業務をさせていただくことになってございます。これが自治体からの受託の拡大となります。

6 ページは、柔道整復・アンマ・マッサージ、ハリ・キュウ療養費適正化業務の開始ということで、柔整・アンマ・マッサージ、ハリ・キュウ療養費に関しては、これまで審査のシステムを導入してごさいませんでしたので、毎月約2万5,000件の請求書が紙で送られてくるのですが、極めて限られた時間でチェックをしなければならぬ中で、紙請求書を十分に審査する時間がごさいませんでした。例えば、前月との比較や申請をしている患者さんのこれまでの経緯がどうなっているのか遡って確認する。あるいは1つの接骨院、整骨院がどういう請求をされていて、どういう点に特徴があるのかなど、審査をする時間がほとんどなかった現状でござい

ます。そのため、請求いただいたものについては、そのまま支払うという状態にならざるを得なかったのが、今年4月から審査システムを導入して、紙で送られてきた請求書を3日から4日間で2万5,000件すべてをデータ化してチェックすることによって、ある患者さんが過去からずっと同じ負傷名で受療し続けているとか、ある接骨院は1人の患者さんで3カ所や4カ所も怪我の病名をつけて請求していて高額な金額を請求しているなど、患者さんあるいは施術所単位で分析をすることが可能になって、不自然な請求に対してはきちんとした審査をできる体制を整えております。

次の7ページでございしますが、現状の和歌山県の国保と後期の柔道整復、アンマ・マッサージ、ハリ・キュウの医療費の状況を載せてございます。

4つグラフがございしますが、左上を見ていただきますと、国保の柔道整復の都道府県別の1人当たり医療費については、和歌山県は全国2位です。1位は飛び抜けて多い大阪府で6,000円ぐらいです。2位の和歌山県も相当多く5,000円ぐらいで、3位の京都府が4,000円ぐらいですので、特に大阪府と和歌山県は多い状況になっております。全国平均が3,000円弱ですので、和歌山県の5,000円弱と2,000円ぐらい差があります。5,000円の6割ぐらいになれば、おおよそ全国平均並みになります。逆に言いますと、4割分は全国平均よりも多い。年間の国保と後期高齢の柔整の支払額は約20億円ですので、4割分だと8億円ぐらいです。全国平均と比べると、柔整に関しては8億円ぐらい毎年たくさん支払っているという状況にござい

ます。アンマ・マッサージ、ハリ・キュウに関しては、全国平均を下回っている状況ですが、それでも順位的には11位や20位という状況でござい

ます。これをどういうふうに捉えるかということですが、特に柔道整復の施術については、怪我に伴うものに本来医療保険は限定していて、慢性的な肩こりや慢性的な腰

痛については医療保険の対象にはならないのですが、実態としては、慢性的な施術についてもたくさん請求がなされていると思われます。請求書にいろんな病名、負傷名を適当につける。あるいは長期間に渡って病名を変えながら同じ人として請求されているという状況にあると思えます。

この3月から、柔道整復と入院レセプトの重複請求の突合ということで、入院している間は整骨院に行けるはずがないのに請求されている。あるいはコロナに感染して5日や7日などの行動自粛期間中に整骨院から請求が出ている方もいらっしゃいまして、照らし合わせたところ、相当数出てきました。

それをチェックするために、いくつか整骨院を回ってみたところ、例えば、同じ方が何年間も毎日のように通っているような請求が行われております。私が見た最長は17年間で、ほぼ17年間毎日通っている状況です。その施術所は、平成20年から受付簿を置いていたのですが、約20年前から同じ人がずっと通っていて、今も通っていらして、このような請求が行われている状況だと思われます。

これを適正化するためにシステムを導入して、8ページに書いてございますように、システムでチェックをかけて、不自然な請求に関しては患者調査を行う。あるいは施術所へ私どもが行かせていただいて、きちんと施術簿を書いているかどうかの確認をすることによって、もちろん怪我に伴う負傷のこともあるので、整骨院で治療を受けていただいてもいいのですが、本来対象とならないものをきちんとチェックさせていただくことによって、結果的に医療費の適正化につながるのではないかと考えております。

以上が第5次中期経営計画の取組状況でございます。

計画から少しはずれますが、療養費の関係でお詫びと申しますか、現状について少し説明をさせていただきたいと思えます。

3月ぐらいから今まで20カ所ぐらいの施術所を回っているのですが、相当数の不正請求が検出されております。現状で1,000万円以上返還が発生しているところが2カ所、現在金額を集計中ですが1,000万円ぐらいになるだろうと思えます。500万円ぐらいのところは3カ所、100万円前後のところもございまして、ざっと考えると、4,000万円から5,000万円ぐらいの返還になるのではと思っております。

これは逆に申しますと、本来支払わなくてもよかった医療費が過去に支払われていることになっております。これは私どもの審査が不十分なため、お返しいただかなければならない状況になってございまして。以後、このシステムを運用しながら、このようことがないように努めてまいります。これまでのことについてはお詫びを申し上げたいと思えます。申し訳ございません。

療養費に関しては、他にもやっていかなければならないことがたくさんあるのですが、施術所数も多いし、意識を変えていくのも時間がかかりますので、すぐには

難しいと思いますが、時間をかけながら適正な審査に努めていきたいというところ
でございます。

私からの中期経営計画の取組状況についての説明は以上でございます。

司 会

ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

一 同

質問等なし。

司 会

ないようでございますので、議事に移らせていただきます。

はじめに、理事会の議長でございますが、本会規約によりまして、中芝理事長に
お願いいたします。

議 長

規約の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人ですが、中山理事さんと、上林理事さ
んのお二人をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議決事項 議案第1号から議案第6号は規程の一部改正でございますので、一括
議題とすることにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事 務 局

議案第1号 公印取扱規程の一部を改正する規程について

議案第2号 診療報酬審査支払特別会計経理規程の一部を改正する規程について

議案第3号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規程の一部を改正する
規程について

議案第4号 診療報酬審査支払業務規程の一部を改正する規程について

議案第5号 後期高齢者医療審査支払業務規程の一部を改正する規程について

議案第6号 表彰規程の一部を改正する規程について

それでは、議案第1号から第6号までを説明させていただきます。

まずは、規程の改正についてでございますが、資料の右上に議案第1から6号と記載しております資料をご覧くださいと思います。

今回は、記載してございます6つの規程について一部改正を行いたいと考えているところでございます。

まずは議案第1号、資料で申し上げますとNo.1になりますが、公印取扱規程の改正でございます。

令和6年4月に実施しました本会の組織再編に伴いまして、総務課の「庶務係」という名称から「庶務会計係」に変更いたしました。このことから、公印を管守する者の代理（管守者代理）につきましては、「庶務係長」から「庶務会計係長」に名称を変更いたします。

また、令和5年度に診療報酬支払業務運営委員会という会議体の規程を廃止しまして、委員会の名称や目的などを実情に合った形に改めた要綱を制定いたしましたので、今回、以前使用しておりました支払業務運営委員会の公印を廃止いたします。

さらに、公印の使用に関する手続きなど、実運用と合っていない箇所を修正するとともに様式を削除したいと考えてございます。

続きまして、議案第2号から第5号、No.2から5までの診療報酬審査支払特別会計経理規程、後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規程、診療報酬審査支払業務規程、後期高齢者医療審査支払業務規程の4つの規程の一部改正についてでございます。

内容としましては、それぞれの規程に「流行初期医療確保措置」関係業務を追加いたします。

こちらの業務ですが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部が令和6年4月1日から施行されてございます。感染症対応の医療機関による確実な医療を提供するため、都道府県と医療機関の間で協定が締結され、その内、「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」に対しまして、流行初期における医療の確保に要する費用（流行初期医療確保措置）の支払いを本会が行うことによる改正でございます。

下の表にもありますように、①都道府県から審査支払機関（国保連合会・支払基金）に対し、支援額の一定割合を支払います。一方で②国保保険者や後期高齢者医療広域連合、また被用者保険者などの各保険者から審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払います。その上で③審査支払機関から「特別な協定を締結した医療機関」に対し、支援額を支払うスキームになってございます。

最後、議案第6号、資料の一番下No.6の表彰規程ですが、こちらの規程は国保や

介護の関係業務に従事され、一定の基準に該当する成績良好な方などに対して表彰を行うため必要な事項を定めておりますが、対象者には、本会に設置してごさいます診療報酬審査委員や柔道施術整復審査委員、介護サービス審査委員も対象としてごさいます。そこに令和6年4月に設置いたしました、はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧療養費審査委員会の委員を追加する改正となります。

議案第1号から第6号の規程改正については以上となります。

よろしく願いいたします。

議 長

議案第1号から第6号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ごさいませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでごさいますので、議案第1号から第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ごさいませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことでごさいますので、議案第1号から第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号から議案第8号「令和6年第2回通常総会に附議する議案について」、事務局から説明いたします。

事務局

議案第7号 令和6年第2回通常総会の招集について

それでは、議案第7号、令和6年第2回通常総会の招集について説明させていただきます。

ページ右上に議案第7号と記載しました1枚ものの資料をお願いいたします。

こちらは、通常総会までのスケジュールでごさいます。

まず、7月2日の理事長・副理事長・常務理事会議については、今回中止とさせていただきます。

次に、7月8日の理事保険者課長会議は、理事会に附議する議案を事前に理事保険者の課長さんに説明するための会議になります。

そして、本日7月16日の理事会でご承認をいただいた上で、令和6年第2回通常総会を7月31日水曜日、午後1時30分から日赤会館3階会議室で開催したいと考えてございます。

令和6年第2回通常総会の招集については以上となります。

議案第8号 令和6年第2回通常総会に附議する議案について

1 令和5年度事業報告の認定について

議案第8号、令和6年第2回通常総会に附議する議案について説明いたします。

議案第8号の1、令和5年度の事業報告ですが、主な事業について説明させていただきます。

資料右上に議案第8号の1と書いております「令和5年度事業報告の概要」という資料をお願いいたします。

まず、1ページの1-1. 事業概況としまして、No.1の事業区分「保険者支援事業等」、事業名「受託事業の拡大」とありますが、令和5年度では、まず年度当初に、保険者努力支援に関する保健事業の支援拡大のために、全市町村を訪問させていただき、市町村にてどのような事業を実施されているのか、また、連合会に対しどのような事業の実施を望まれているのかについて、ヒアリングを実施させていただきました。

そのヒアリングの結果に基づきまして、令和5年度におきましては、重複・多剤服薬者等指導支援事業を新規事業として実施いたしました。詳細は後程説明いたします。

次に、No.2の事業区分「国保診療報酬等に関する事業」、事業名「柔整・あはき療養費に係る事務処理の適正化」についてでございます。

先ほど、横山常務理事のご説明にもあり重複する部分もございしますが、説明させていただきます。

内容としましては、柔整・あはき療養費、あはきとは、アンマ・マッサージ、ハリ・キュウでございます。こちらにつきましては、これまでは、療養費支給基準の大原則である保険者さんでの支給・不支給等を決定する仕組みがないことや保険者さんでの患者調査などの事務負担が課題となっておりました。

これを受けまして本会では、令和6年4月から審査の強化とともに、保険者支給決定に係る施術の事実確認のための患者調査を行うこととし、そのため、令和6年3月に療養費管理システムを導入いたしました。

また、こちらも横山常務理事の説明と重複しますが、過去2年6カ月分、具体的には令和3年4月から令和5年10月審査を対象に、柔整・あはき療養費支給申請

書と入院期間中及び新型コロナウイルス感染時期の医科レセプトとの突合点検を令和5年度に実施いたしました。すると、病院に入院しているにも関わらず柔道整復を受療しているとか、新型コロナウイルスに感染していて高熱があるにも関わらず受療しているといった併給・併療が疑われる案件が多数ありましたので、事実確認を行うため、患者さんに対し、実際に柔道整復を受療したかどうかの調査を実施いたしました。その結果、受診していないなど、さらなる事実確認が必要な案件も出てまいりましたので、そちらについては、随時、市町村さんや後期高齢者医療広域連合の担当者さんと連携しながら、施術所へ訪問し事実確認しているところでございます。

次にNo.3の「第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業」、事業名「第三者行為求償事案発見のための取組」についてでございます。

県内の市町村や後期高齢者医療広域連合が交通事故等の救急搬送情報の提供が受けられるよう、県内の各消防本部に協力を求めた結果、令和6年度に協定を締結し、連携体制を構築することの了承を得るに至ったところでございます。

その後も詳細な詰めを行っており、この6月21日付けで無事協定を締結いたしまして、この月の末には市町村さんから本会の方に第1回目の情報が届くこととなっております。

最後、No.4「その他事業運営」の事業名「国保総合システム等運用保守業務における指名競争入札の実施」ですが、後ほど説明いたします令和6年度補正予算の中でも触れさせていただきますが、令和6年度から令和10年度までの国保総合システム等運用保守業務の指名競争入札を実施いたしました。

2ページをお願いいたします。

こちらは、先ほど説明いたしました重複・多剤服薬者等指導支援事業の概要になります。重複・頻回受診や重複・多剤服薬などの多受診は、医療費の増加及び薬剤の飲み合わせ等によって健康被害を引き起こす可能性がございますので、在宅保健師が電話や家庭訪問等により通院や服薬管理等の情報提供やアドバイスを実施してございます。

ページ中ほどの業務フローをご覧くださいますと、まず、県国民健康保険課さんからの業務委託を受けまして、国保連合会では対象の被保険者さんに薬剤情報等を通知いたします。そして、被保険者さんからの問い合わせに対応するために国保連合会内にコールセンターを設置いたしまして、事業趣旨や通知書の内容についてお答えさせていただいております。

さらに、在宅保健師の会の保健師さんから被保険者さんに対し、電話による健康相談を実施したり、市町村さんと同行して訪問によるアドバイスを実施しているところでございます。

資料右側に令和5年度実績を記載しておりますが、17市町村の対象者339人

に対し実施しまして、1町を除く16市町村での効果となりますが、対象者における事業実施前後3カ月の医療費の比較では、医療費全体で316万2,000円余りの減となっております。

3ページ目をお願いいたします。

最後に、令和5年度における国保連合会の組織体制についてご報告いたします。

資料は、令和6年3月31日現在の国保連合会の組織の概要となっておりますが、(1)課及び係の設置状況では5課12係としていまして、総務課が9人、事業課が10人、電算介護課が9人、審査第1課が14人、審査第2課が12人となっております。

資料右側の(2)職員の状況ですが、職員数は58人で、退職等もあり前年度61人と比較して3人減少しております。平均年齢は45歳4カ月で、平均勤続年数は21年8カ月となっております。

(3)嘱託職員、(4)アルバイト職員の状況につきましては、記載させていただいておりですが、アルバイト職員は一部業務で内製化を図ったことにより、人数が増えている状況でございます。

事業報告の説明については以上となります。

- 2 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- 3 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 令和5年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

続きまして、議案第8号2から8、各会計の決算について説明いたします。

資料の方は、右上に議案第8号2から8と書かれた「令和5年度歳入歳出決算の概要」という資料で説明させていただきます。

1ページの「1. 会計別決算総括表」をご覧ください。

連合会の会計には一般会計と6つの特別会計がございます。特別会計で網掛けしてあるのが保険者からの手数料を財源として、審査支払や共同処理等に要する経費を経理している業務勘定となり、その他は診療報酬等を受け入れ、そのまま医療機関等に支払う支払勘定となります。

表の一番下、令和5年度の決算状況ですが、総合計で予算現額3,923億421万8,000円に対し、収入済額は3,764億6,013万5,062円、支出済額は3,758億710万4,389円で、差引残額6億5,303万673円はすべて翌年度に繰り越しいたします。

会計ごとの状況につきましては、時間の都合上、主に網掛けしてある業務勘定を中心に金額を読み上げる形で、ご報告をさせていただきます。

一番上の一般会計ですが、この会計は会員負担金等を財源といたしまして、会務運営に係る事務や保健事業などの経費を經理しております。令和5年度の収支状況ですが、予算現額2億3,560万5,000円に対して、収入済額2億2,615万8,545円、支出済額1億9,085万3,541円で、差引残額3,530万5,004円は全額翌年度へ繰越いたします。

国保の業務勘定につきましては、予算現額9億6,939万5,000円に対して、収入済額9億2,196万4,995円、支出済額8億1,584万7,523円で、差引残額1億611万7,472円は翌年度に繰り越しいたします。

後期高齢者業務勘定につきましては、予算現額9億5,650万5,000円に対して、収入済額9億6,843万3,573円、支出済額9億2,219万9,727円となり、差引残額4,623万3,846円は翌年度に繰り越しいたします。

特定健康診査等業務勘定につきましては、予算現額5,861万7,000円に対して、収入済額5,979万3,721円、支出済額4,190万4,395円で、差引残額1,788万9,326円は翌年度に繰り越しいたします。

第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業につきましては、損害賠償金の受け払いと、求償事務にかかる経費を經理しております。収支状況ですが、予算現額3億8,092万5,000円に対して、収入済額3億1,273万1,909円、支出済額3億296万8,482円で、差引残額976万3,427円は翌年度に繰り越しいたします。

介護保険業務勘定につきましては、予算現額3億5,214万8,000円に対して、収入済額3億2,524万4,080円、支出済額3億2万9,075円で、差引残額2,521万5,005円は翌年度に繰り越しいたします。

障害者総合支援業務勘定につきましては、予算現額8,099万1,000円に対して、収入済額8,139万106円、支出済額6,651万1,905円で、差引残額1,487万8,201円は翌年度に繰り越しいたします。

なお、上から3段目の国保の診療報酬支払勘定で、翌年度繰越額が3億9,500万円余りと多くなっております。こちらにつきましては、会計処理上、令和6年2月診療分を概算請求したことによるもので、確定額との差額は繰り越した上で6年度に全額市町村へ返還いたします。

令和5年度の歳入歳出決算の説明は、以上となります。

資料の裏面2ページ目をお願いいたします。

続きまして、「2. 会計別積立状況」についてでございますが、お示ししておりますのは、手数料収入の10%相当額を上限に積立が可能な(1) 財政調整積立金、同じく30%相当額が上限の(2) ICT積立資産で、それぞれの令和5年度における積立実績と6年度の積立予算でございます。積立率を見ますと、ほとんどの会計ではほぼ上限まで達しておりますが、(2) ICT積立金の一番上の国保診療報酬特別会計の令和5年度の積立率が100.08%となっておりますが、令和6年度には積立額を減らして積立率を96.66%といたします。

最後に、この決算の内容につきましては、本年6月17日から19日までの3日間、会計事務所の監査を受けまして、指摘事項はいただいておりませんが、提言事項として2点ございました。

1点目は書面理事会における議事録の作成、2点目はペーパーレス化を図るための文書管理システムの導入について提言をいただきました。

監査結果報告書

去る6月27日に監事会を開催し、紀の川市長の岸本監事さんと紀美野町長の小川監事さんに監査をいただいております。

令和5年度の歳入歳出決算の説明は、以上となります。

事務局

9 退職給付引当資産の処分について

10 令和6年度一般会計補正予算について

11 令和6年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

12 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

13 令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算について

14 令和6年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計補正予算について

15 令和6年度介護保険事業関係業務特別会計補正予算について

16 令和6年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算について

議案第8号9から16「令和6年度引当資産の処分及び補正予算」の資料をお願いいたします。

まず、1. 引当資産の処分のNo.1の退職給付引当資産については、令和6年7月末をもって職員1名が退職することに伴いまして、引当資産の一部283万4,000円を処分し、一般会計へ繰り入れいたします。

次に、2の補正予算についてです。まず、No.1の一般会計及び各特別会計業務勘

定において、令和5年度の繰越額が確定したことに伴いまして、令和6年度予算へ計上するための補正となります。

次に、No.2の一般会計において、先ほどの退職給付引当資産から一般会計に繰り入れた金額を退職手当として予算計上するものになります。

次のNo.3は、診療報酬審査支払特別会計の支払勘定で、先ほど決算のところでも申し上げましたとおり、令和6年2月診療分に係る診療報酬等の概算払過納分を市町村に返還するための補正で、3億9,466万円余りを市町村へ返還いたします。

続いて、No.4の公費負担医療に関する支払勘定についても同様に、国から概算交付された指定公費の過納分を国庫に返還するための増額補正で、1万円余りを返還いたします。

No.5と6については、診療報酬審査支払特別会計と後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定の補正となります。

内容としましては、債権譲渡通知書等管理業務の効率化を図るために、債権譲渡管理システムを導入するための補正になります。このシステムは診療報酬だけではなく介護報酬においても使用しますので、No.7の介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定に増額補正をしております。

また、No.5と6においては、令和5年度に実施しました国保総合システム等の運用保守業務の入札結果に伴いまして、3,200万円余りの減額補正になっております。債権譲渡管理システムの増額よりも国保総合システム等運用保守業務の減額の方が多かったため、国保の業務勘定で2,360万円余り、後期の業務勘定で493万円を減額補正いたします。

最後のNo.7と8につきまして、債権譲渡管理システムの増額補正の他に、介護保険・障害者総合支援の独自システムの機器が老朽化しておりますので、その機器更改費用1,552万円余りを増額補正しております。

合計で、介護業務勘定では1,565万円余りを増額、障害者総合支援業務勘定では338万円余りを増額いたします。

補正予算については、以上となります。

17 理事の選任について

続きまして、議案第8号の17「理事の選任について」の資料をお願いいたします。

お手元にお配りしております役員候補者名簿及び国保連合会役員名簿をご覧ください。

令和6年4月の白浜町長選挙の結果、1名欠員のままとなっていましたが、今般、町村会の方から奥田上富田町長さんの推薦をいただきましたので、補欠役員の選任をお諮りさせていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、議案第7号から第8号まで説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第7号から第8号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしとのことでございますので、議案第7号から第8号については、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、予定されております議案審議は、すべて終了いたしました。他に何かございませんか。

事 務 局

最後に追加資料を用意させていただいております。令和6年度税制改正に係る対応になりますが、表紙を1枚おめくりいただきまして、資料1ページ目をお願いいたします。

まず、国保連合会の法人税法上の位置づけですが、国保連合会は、これまで昭和56年に法人税法別表第2の「公益法人等」、収益事業にかかる法人税納付義務ありとして位置づけられており、決算時の実費弁償判定で剰余が生じた場合には、同剰余額を翌年度の手数料から減額、相殺する仕組みとなっております。

本県においては、今まで剰余が発生したことはありませんが、保険者さんから審査支払手数料をいただき過ぎた場合には、翌年度にその額をお返しする仕組みとなっております。

そのような仕組みでやってきたのですが、やはり課題もございます。

国保連合会が実施する診療報酬審査支払事業等は公共性が高いということ。また、同じ審査支払業務をしている支払基金は法人税法別表第1の「公共法人」に位置づ

けられており、法人税が免除されていること。また、右の図にもありますように、令和10年度に予定している支払基金との審査システムの共同利用に備えて、現在、積立金の上限を大幅に超えて積み立てる必要があることから、令和5年6月に厚生労働省から令和6年度税制改正要望が提出されました。令和5年に初めて要望が提出されたのではなく、これまでもずっと提出してきたところでございます。

その結果、令和6年4月の税制改正において、国保連合会が実施する請負業のうち、一定要件に該当する業務（審査支払業務）は収益事業から除外されることとなりました。

2ページをお願いいたします。

令和6年度からの変更点ですが、まずは、各事業の内容に基づきまして、収益事業と非収益事業の明確な切り分けを行う必要がございます。そこで、収益事業と整理された請負業につきましては、非収益事業を経理する会計とは別の特別会計を設けて経理し、法人税の申告、納付が必要となりますが、現在のところは、本県においては収益事業に該当する事業はないと考えておりますが、今後、厚労省から示される通知等によっては変更となる場合もございます。

次に、非収益事業と整理された請負業について、厚生労働大臣の証明を受ける必要がございます。今までは税務署がチェックしていたものが厚労省のチェックに変更するということになります。

そして、非収益事業において剰余が生じた場合には、今までどおり同剰余額を翌年度の手数料から減額、相殺する運用でございます。

最後に、非収益事業において、積立資産の積立を行う場合ですが、今までの財政調整基金の積み立てには手数料の10%以内、ICT積立資産は手数料の30%以内の上限枠がなくなり、積立計画として、積立目的、当該年度の積立額、積立残高、積算根拠等に基づく必要な額を積み立てることが可能となり、計画書を作成の上、令和6年秋頃までに厚生労働省に提出する必要がございます。

以上の変更点を踏まえまして、今後の対応ですが、詳細な手続きを厚生労働省から示していただかないと進まないところはございますが、10月頃に理事会・総会を開催し、収益事業特別会計の新設や積立金規程の一部改正についてお諮りさせていただきたいと考えておりますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

追加資料の説明は以上となります。

議 長

他に何かございませんか。

常務理事

今の税制改正について、もう少し掘り下げて説明させていただきます。

これまで国保連合会は、支払基金と同じように法人丸ごと非課税にしてほしいと要望しておりました。現実的に財務省、国税庁は、今さら変えて法人を丸ごと非課税にするのはありえないということで、実現不可能なことをずっと言い続けていたという状況にあります。非課税を要求している以上、国保連合会は基本的に収益事業はできないので、事業も非常に制限されております。国保中央会からも国保連合会に対して、収益事業は基本的にはやらないでほしいというお話もございました。

一方で、法人税非課税を求めている以上、あまりたくさん積立金があるのもおかしいということになります。実現できない要求をしている限り、いろんな運用の面で制限をかけられています。

それならば、これからの厳しい時代の中で、不可能なことはやめて、例えば一部収益事業を課税してもよい。その代わりに、きちんと収益事業をやっていくという話とか、収益事業で稼いだ分は、上限何パーセントというのではなくて、積立計画に基づいてやっていけばいいということになってくるわけです。

ですから、私どもにとっては、経営の自由化が高まったということで、これから先、例えば余裕があれば将来に備えて積んでおけるし、ある意味、民間企業と競争しながら自治体からの委託業務をもっと受託できることになりますので、私どもとしても、それが方向性としては正しいのではないかと考えているところでございます。

議 長

説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

一 同

質問なし。

議 長

他に何かございませんか。特にないようでございますので、本日の理事会は、以上をもって終わらせていただきます。

議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

(時：午後2時35分)

以上理事会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

理 事 有田川町長

理 事 和歌山県医師国民健康保険組合理事長